

【建設工事関連業務(総合評価)用】

入札後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札に関する特記事項

- (1) この公告の業務の入札における入札制度等の適用は、入札後審査型一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札制度等の適用」に掲げるところによる。
- (2) この公告の業務の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、電子入札システムにより難しい者は、契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
- (3) この公告の業務においては、個別事項の表中「履行期間開始日」に定める日から技術者の配置を要する。

2 入札に参加する者に必要な資格等

愛媛県知事に対し、建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の参加資格及び資格審査に関する要領(令和3年4月1日制定)第3条第1項の規定により建設工事関連業務入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）
- (2) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の参加資格及び資格審査に関する要領第4条の規定による建設工事関連業務競争入札参加資格審査結果通知書（開札日において効力を有す

るもの)において、個別事項の表中「(2)業種区分」に掲げる入札参加資格を有すると認められた者であること。

(6) 個別事項の表中「(3)業務実績」に掲げる業務の履行実績を有する者であること。

(7) 個別事項の表中「(4)配置予定技術者の資格」に掲げる要件を満たす技術者を配置することができる者であること。

(8) 個別事項の表中「(5)本店所在地」に掲げる要件を満たす者であること。

(9) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

3 入札参加資格の開札前の確認（以下「事前確認」という。）

(1) この入札に参加を希望する者は、電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で、次の申請書類を契約担当者に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料

(2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

(3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

個別事項の表中「申請書類の提出期間」に掲げる期間

イ 提出方法

(1)の申請書類は、電子入札システムにより、入札書と併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札説明書に定めるところにより、アの期間内の受付時間中（休日以外の日）の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に9(5)に掲げる場所へ、(1)の申請書類を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

(4) 事前確認の日時

個別事項の表中「事前確認の日時」に掲げる日時

(5) 事前確認の方法

事前確認は、(3)アの期間内に(1)の申請書類が不備なく提出されているかどうかを確認する。

(6) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書が無効とし、開札しない。

なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

愛媛県建設工事関連業務総合評価落札方式入札実施要領（令和7年〇月〇日制定。以下「総合評価実施要領」という。）第5条及び評価項目等（別表）に定めるところによる。

(2) 入札参加者は、価格及び入札参加資格確認資料をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(3)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

評価値の高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(3) 総合評価の方法

総合評価実施要領第6条に定めるところによる。

5 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

個別事項の表中「入札説明書の掲載期間」に掲げる期間

(2) 掲載場所

愛媛県入札情報公開システム

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39222.html>

(3) なお、仕様書等については、個別事項の表中「仕様書等の貸与期間」に掲げる期間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間」に掲げる期間において、入札情報公開システムにより公表する。

6 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札の期間
個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間
- (2) 開札の日時
個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時
- (3) 開札の場所
個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札説明書に定めるところにより、(1)の期間内の受付時間中に 9 (5)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1 回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定。）第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出」に掲げる期限までに、入札説明書に定めるところの資料を 9 (5)に掲げる場所へ持参して提出すること。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、評価項目の評価を行う。
その後、愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号。以下「規則」という。）第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、評価値が最も高い者（以下「最高評価値入札者」という。）に対して、次の追加資料の提出を求めるので、電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、9 (5)に掲げる場所へ、別途指定する日時までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

なお、最高評価値入札者が行った入札が規則第133条の2第2

項の規定による調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象である場合は、必要に応じて最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めることがある。

ア 企業の業務実績を証する書類

業務実績については、元請（共同企業体の代表者でない構成員としての業務実績は、入札参加資格としては出資比率が30%以上のものであれば認めているが、総合評価においては評価の対象とならない）としての業務実績（業務が完成し、引き渡しが完了した業務に限る。）を評価対象とする。（一財）日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）の完了登録業務カルテ（受領書、業務内容及び入札参加資格が分かる部分）を提出すること。上記が提出できない場合、若しくは上記で業務実績が確認できない場合は、契約書、当該部分が記載されている仕様書等並びに当該業務の完成が確認できる書類を原則提示のうえ、写しを提出することでこれに代えることができる。

イ 業務成績評定点の通知書の写し

直近の過去3か年度に引き渡しが完了した愛媛県土木部が発注した土木関係建設コンサルタント業務における業務成績評定通知書の写しを全て提出すること。

ウ 企業の県内の本店・支店又は営業所等における常駐技術者数（（別紙2）その5）

エ 配置予定の管理技術者の資格等を記載した書面（（別紙2）その6）

オ 配置予定の照査技術者の資格等を記載した書面（（別紙2）その7）

カ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

- (2) 最高評価値入札者から提出された3(1)の申請書類及び(1)の追加資料の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最高評価値入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最高評価値入札者を落札者と決定して審査を終了する。なお、最高評価値入札者が2者以上あるときは、追加資料の提出を求める前に電子くじにより最高評価値入札者として審査を行う順位を決定する。

最高評価値入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行う。

ただし、最高評価値入札者が行った入札が、低入札価格調査の対象である場合であって、最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めたときは、当該入札参加者についても審査を行えるものとする。

また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(3) (2)の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者（3(1)の申請書類及び(1)の追加資料が不備であった場合も含む。）が行った入札については、規則第139条に基づき入札を無効とする。

(4) 落札者の決定は、原則として、個別事項の表中「落札者の決定の期限」に掲げる期限までに行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。

(5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

8 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 3(6)又は7(3)において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。

(2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、個別事項の表中「入札参加資格を認められなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに9(5)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、個別事項の表中「説明要求に対する回答期限」に掲げる期限までに、書面により行う。

9 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、業務委託料の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、7(2)に掲げる審査の結果、規則第154条の規定に該当すると認められた場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び3(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の可否

要

(4) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり

(6) 仕様書の貸与、閲覧に供する場所

個別事項の表中「仕様書等の貸与、閲覧に供する場所」に掲げるとおり。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。